

認証評価結果に対する改善報告書

平成30年7月10日

1. 大学名：横浜薬科大学

2. 認証評価実施年度：平成27年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目3-2について

○大学における重要な規則について、学則等の一部を除いて理事会の議決を経ずに改正、施行が可能になっている点に関しては、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目3-2について

平成27（2015）年4月1日以前は、都築第一学園法人本部の運営に関わる規程類全般、横浜薬科大学学則及びその規程類の改廃は、理事会の議を経て行われていました。しかし、平成26（2014）年の学校教育法の一部改正の「学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直す」との趣旨を受けて、横浜薬科大学における教授会規程（資料3-2-01、第7条）、運営委員会規程（資料3-2-02、第8条）などの規程類の見直しを行いました。その結果、それらの改廃については学長に委ねることとし、理事会の議を経ずに可能とすることといたしました。

ただ、この変更は、学校教育法の一部改正の趣旨を誤って解釈した結果に基づくものであるとの認識に至ったため、今回の認証評価における、基準項目3-2についての「改善を要する点」のご指摘に従い、平成28（2016）年3月7日の理事会（資料3-2-03）において、大学における重要な規程について「規程の改正及び廃止は、理事会の議決を経て行う。」よう、従前の手続きに戻すことが承認され、平成28（2016）年度以降に施行している規程では改善しております。（資料3-2-04、資料3-2-05、資料3-2-06）

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 3-2 の資料

- 3-2-01 横浜薬科大学 教授会規程（改正前規程、一例）
- 3-2-02 横浜薬科大学 運営委員会規程（改正前規程、一例）
- 3-2-03 理事会議事録（平成28年3月7日）
- 3-2-04 横浜薬科大学規程の一覧（理事会の議を経るもの）（平成30年4月1日現在）
- 3-2-05 横浜薬科大学 教授会規程（改正後規程、一例）
- 3-2-06 横浜薬科大学 運営委員会規程（改正後規程、一例）

認証評価結果に対する改善報告書

平成30年7月10日

1. 大学名：横浜薬科大学

2. 認証評価実施年度：平成27年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目4-2について

○今回の認証評価で提出された自己点検評価書は、事実と異なる記述や誤記などが散見され、エビデンスとの間に多くの不整合があることから、チェック体制を整備して自己点検・評価を行うよう改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-2について

今回の貴機構の受審の際に提出した自己点検評価書において、「事実と異なる記述や誤記などが散見され、エビデンスとの間に多くの不整合が認められる」とのご指摘について、その原因究明を行った結果、以下の結論を得ました。すなわち、学内には既に内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価委員会（自己点検・評価ワーキンググループ及び薬学教育評価準備ワーキンググループを含む）並びに IR 委員会が設置されていたにも拘らず、①機能的な受審準備体制の整備が不十分であった、②評価書精査の責任体制が十分に確立されていなかった、③自己点検・評価の意義及び内容が学内で十分共有されていなかった、などの要因が複合的に影響したことがその原因と考えられました。貴機構の「平成27年度 大学機関別認証評価 評価報告書」でご指摘を受けて以後は、これら不十分な点の改善に真摯に取り組むことにより、適正な評価書の作成並びに精度の高い点検が行えるよう、万全な体制の構築を目指して努力してまいりました。新たな体制の有効性は、来年度に受審を予定している薬学教育評価機構による分野別評価に向けた平成28（2016）年度版自己点検・評価書の作成過程を検証場面として、活用することとしております。

以下に、改善の要点をまとめました。

① 「機能的な受審準備体制の整備」について

- ・自己点検・評価及び IR の事務を担当する組織（学務課）を規程で明確化するとともに、学務課の人員を強化（平成29（2017）年度2名増員、平成30（2018）年度2名増員）しました。（資料4-2-01、資料4-2-02）
- ・自己点検・評価委員会内に分科会を設置し、自己点検・評価書の記述内容とエビデンスとの整合性について、より精緻な点検・分析を行う体制を整えました。（資料4-2-03、資料4-2-04）

② 「評価書精査の責任体制」の改善について

- ・評価書作成のための行程表を作成し、評価書作成依頼文書の配付や評価書作成説明会

の実施等、評価書の作成時期やその内容の明確化を図りました。(資料 4-2-05)

- ・自己点検・評価書の担当委員会及び担当者を指定して執筆及び内容の精査を依頼することにより、責任の所在の明確化を図りました。(資料 4-2-06)

③ 「自己点検・評価の意義及び内容が大学内で十分共有されていなかった点」の改善について

- ・評価書作成依頼文書の配付、評価書作成説明会の実施等で、その意義及び内容の共有化を図りました。(資料 4-2-06)
- ・FD・SD 研修会時に、教員に対して自己点検・評価書(案)を配付し、討論を通じて認識の共有化を図りました。(資料 4-2-07)
- ・分科会に執筆者を参加させ、その内容を親委員会にフィードバックすることにより、認識の共有化を図りました。(資料 4-2-08)

今般、新たに整備されたチェック体制により、平成28(2016)年度版自己点検・評価報告書を作成し、ホームページ上に公表しました。(資料 4-2-09)

5. エビデンス(根拠資料)一覧

基準項目 4-2 の資料

- 4-2-01 学校法人都築第一学園事務組織規程 抜粋
- 4-2-02 学校法人組織機構図(平成28年度、平成29年度、平成30年度)
- 4-2-03 自己点検・評価書作成キックオフミーティング議事概要
- 4-2-04 自己点検・評価報告書作成分科会議事概要(第1~8回)
- 4-2-05 第三者評価に向けた自己点検・評価行程表(平成28年~32年)
- 4-2-06 自己点検評価書執筆説明会(平成28年12月20・22日)資料
- 4-2-07 平成29年度SD研修会(9月24・25日)のプログラムと同成果報告書(関係分のみ)
- 4-2-08 平成28年度自己点検・評価書作成時に抽出された検討課題と依頼先一覧
- 4-2-09 平成28年度横浜薬科大学自己点検・評価報告書